平成２９年（フ）第７８９号
横浜市旭区市沢町307番地５　大吉スカイハイツＮＯ．７　102
債務者　竹花　正男
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５１号
横浜市港北区樽町３丁目１番23号　リセス・プランタン104
債務者　宇田　智章
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９７９号
横浜市金沢区富岡東３丁目10番23号　アステル101
債務者　小松　正
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９８５号
横浜市神奈川区西大口185番地４　ウエストレジデンスⅡ－104号
債務者　井出佐百合
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９９６号
横浜市磯子区西町11番８－705号
債務者　白澤　一則
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００３号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地４－５－305
債務者　今野　玉実
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７８７号
神奈川県綾瀬市上土棚北３丁目12番37号
債務者　山中　英二
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５９号
静岡市清水区有東坂２丁目273番地の１　レジデンスＳＡＴＯ105　佐野方、旧住所静岡市清水区上原54番地の６　Ｂ－108
債務者　野口　翔子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４号
沖縄県沖縄市字桃原299番地９
債務者　内田　真美（旧姓儀間）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第３５４号
千葉市花見川区幕張本郷５丁目４番５号　パストラル壱番館101号
破産者　角田　修太
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３１号
千葉県市川市南八幡４丁目４番20号　市川ルーフガーデンハイツ301、商業登記簿上の本店所在地千葉県市川市南八幡４丁目４番20号
破産者　株式会社トライアングル
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
埼玉県比企郡小川町大字青山364番地２
破産者　有限会社杉田障子センター
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０号
大阪府岸和田市阿間河滝町173番地の２、事務所所在地大阪府和泉市仏並町90―91
破産者　協和物流株式会社
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
大阪府岸和田市箕土路町１丁目７番33号、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市下池田町２丁目２番２号
破産者　有限会社和泉パッケージ
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２号
岩手県一関市赤荻字鶴巻173番地１
破産者　有限会社ウォーク
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第４１０号
新潟県燕市吉田本所26番地
破産者　有限会社梨本工業所
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１２０号
愛知県小牧市大字本庄字白池832番地１
破産者　株式会社千代田製作所
1　決定年月日　平成29年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部